

INSOLVENCY AND RESTRUCTURING: KEY JUDGMENTS AND UPDATES FOR THE YEAR 2021



2016年破産倒産法(Insolvency and Bankruptcy Code, 2016)は、債権者が直面している債務者の未払問題を解決するため、従来の倒産法を刷新する形で制定されました。[2020 snapshot](#)にて解説して以降も、法の趣旨に沿う形で、および、昨今のCOVID19によるパンデミックの影響も踏まえながら、法は改正を重ねてきました。また、主に実務上の観点から、各倒産法廷も法の発展に大きな役割を果たしています。

2021年のインドの破産倒産法分野における重要なアップデート事項について、以下、列挙する形でまとめました。全国会社法審判所(以下「NCLT」)、全国会社法上訴裁判所(以下「NCLAT」)、最高裁判所(以下「SC」)にて下された判決に加えて、政府が提案する改正事項についても取り上げています。

1. SC upholds validity of amendment to the Code (January)

(i)企業倒産処理手続き(以下「CIRP」)の共同申請のために必要となる不動産プロジェクトの最低割当数の基準値、および、(ii) NCLT で処理計画が承認され、新たな経営者が就任した場合には、企業債務者の責任は消滅させる、とする法改正が行われましたが、これらには、多くの反対意見が存在していました。Manish Kumar v. Union of Indiaにおいて、SCは、基準値を導入した理由を評価し、新たな経営者となる者は過去の責任から保護されなければならないことを強調し、法改正の有効性を支持しました。

2. Transactions between the corporate debtor and related parties that are collusive in nature do not qualify as financial debt under the Code (February)

Pheonix ARC Private Limited v. Spade Financial Services Limited において、SC は、一連の取引は、関連関係者が債権者委員会(以下「CoC」)の一員となることを意図して行われていた、と判断しました。企業債務者の主要管理職と関連当事者間の密接な関係を踏まえると、当該取引を認めた場合他の独立した金融債権者に影響を与えることになる、としました。

3. Tax cannot be deducted and paid to the income tax authority in priority to other creditors (February)

Om Prakash Agarwal, Liquidator of S Kumar Nationwide Limited v. Chief Commissioner of Income Tax & Anr. において、NCLAT は、控除した源泉徴収税について、他の債権者に優先して税務当局に支払うことはできない、としました。税務当局への支払いは、法に定められている優先順位に基づいて行われることとなります。

4. Moratorium imposed under the Code bars parallel proceedings against corporate debtor under the law governing negotiable instruments (March)

P. Mohanraj & Ors v. Shah Brothers Ispat Pvt. Ltd. において、SC は、流通証券法に基づく小切手不渡に関する刑事訴訟を含む、企業債務者に対する全ての進行中の手続は、モラトリアム期間中は停止される、としました。





5. Person ineligible to submit resolution plan under the Code barred from proposing a scheme of compromise and arrangement (Scheme) during liquidation (March)

Arun Kumar v. Jindal Steel Power Ltd. and Anr.において、SC は、スキームが法に基づく手続きの対象となっていない場合、法は適用されない、としました。しかし、スキームに関連する規定を発動するプロセスが、法に基づく清算手続きに由来する場合には、両法を調和読む必要がある、としました。

6. Arbitration not maintainable if it is filed after petition is admitted before NCLT (March)

Indus Biotech Pvt Ltd v. Kotak India Venture Fund において、SC は、金融債権者が法に基づき開始した CIRP 申請に対しては、NCLT はこれに対し決定を下す義務があり、他のどの法律よりも優先される、としました。また、CIRP 承認後に仲裁を申し立てた場合、これは維持されない、としました。

7. No creditor can initiate proceedings to recover claims which are not a part of resolution plan, once approved by the NCLT (April)

Ghanshyam Mishra v. Edelweiss Asset Reconstruction Company & Ors.において、SC は、一度 NCLT により再建計画が承認された場合、これは政府を含む全ての当事者を拘束することになる、としました。計画に含まれない全ての債権は消滅し、関連する手続きの開始や継続はできなくなります。

8. Spectrum is an intangible asset that can be subjected to insolvency / liquidation proceedings (April)

Union of India v. Vijaykumar V. Iyer において、NCLAT は、電気通信会社の無形資産であるスペクトラムは、法の下における破産清算手続きの対象となり得る、としました。なお、電気通信事業者は、政府債務を清算しない限り、スペクトル・ライセンスの使用または譲渡はできません。また、スペクトラムの繰延べ支払いを含む政府の債務は、「金融債務」ではなく「事業債務」として認定される、としました。

9. SC upholds validity of the notification allowing banks to proceed against personal guarantors for recovery of loans (May)

個人保証人と法人債務者の資産は、倒産手続きの間、同一の方法で処理されるとする通達が発出されました。また、再建計画は、個人保証人の責任を免除するものではないことについても言及されています。なお、Lalit Kumar Jain v. Union of India & Others において、当該通達の有効性が支持されています。

10. Ineligibility to submit resolution plan under the Code is applicable at the time when the resolution plan is submitted by the resolution applicant (June)

Martin S.K. Golla v. Wig Associates Pvt. Ltd. において、NCLAT は、CIRP の開始時点で決議申請者として適格であったということを理由に、その後の法改正を無視することはできない、としました。導入されたいくつかの法改正を考慮すると、決議申請者は不適格であった、とされました。





11. On approval of the resolution plan by the NCLT, all dues will stand extinguished (July)

Piramal Capital & Housing Finance Ltd. v. The Administrator, Dewan Housing Finance Corporation Ltd.において、NCLAT は、政府に支払うべき法定費用を含む全ての費用の内、再建計画に含まれないものは消滅する、としました。承認前の期間にかかる費用に関しては、手続きを継続することはできません。

12. Inadequacy of stamping cannot be a ground for non-admission of corporate debtor into CIRP where other documents exist (July)

Ashique Ponnamparambath v. The Federal Bank Ltd.において、NCLAT は、金融債権者はローン契約書のみでなく、要求払手形、銀行明細書の写し、その他多くの文書に依拠していたとして、たとえローン契約書の押印が不十分であったとしても、債務および債務不履行の存在は疑いなく証明される、としました。

13. Entries in balance sheet, financial statements and offer for settlement constitute acknowledgement of debt (August)

Dena Bank (現 Bank of Baroda) v. C. Shivkumar Reddy and Anr. において、SC は、企業債務者のバランスシート、財務諸表、および和解の申し出は、債務を承認したものと解釈できる、としました。また、金融債権者に有利な金銭の判決は、新たな訴因を生じさせる、としています。

14. Withdrawal of the CIRP without settlement of claims of all the creditors cannot be allowed (August)

Milan Sanyasi v. Rolta BI & Big Data Analysis Pvt. Ltd. において、NCLT は、CIRP 開始後は、暫定管財人は各債権者の請求を解決せずに撤退することは認められない、としました。

15. Insolvency proceedings cannot be initiated against personal guarantor unless the corporate debtor is undergoing insolvency or liquidation (August)

Insta Capital Pvt. Ltd. v. Ketan Vinod Kumar Shah において、NCLT は、企業債務者に対する破産または清算手続がペンディングの状態であっても、個人保証人に対する申請は可能である、としました。また、企業債務者が CIRP を利用せずに個人保証人に対して申請を行った場合、NCLT と債権回収裁判所という 2 つの法廷が管轄権を有することになる、との見解を示しました。

16. Government rolls out pre-packs for micro, small and medium enterprises (MSME)(August)

プレパッケージ型倒産プロセス(以下「Pre-Packs」)とは、破産申請前に、企業債務者と債権者との間で合意される再建計画のことです。Pre-Packs は、企業債務者が抱える財務的な問題を短期に解決できる略式的な方法になり得るという利点を有します。2021 年 4 月 4 日より、中小零細企業に対する Pre-Packs が認められています。Pre-Packs の概要は [こちら](#) からご覧いただけます。





17. No scope of withdrawal of the resolution plan once approved by the CoC (September)

Ebix Singapore Pte Ltd v. Committee of Creditors of Educomp Solutions Ltd. and Ors. において、SC は、CoC によって承認された再建計画の撤回や修正については、法に規定されていないことを指摘しました。NCLT に提出された再建計画を、申請者の意向による撤回や計画の修正を可能にすることは、法規制のない新たな交渉が必要となるため、認められない、としました。

18. Government amends the regulations relating to CIRP (September)

関心表明の案内、再建計画の要請、評価マトリックス、計画の変更については、1 回のみ可能とするとの改正が行われました。また、再建計画に関して、CoC は、(i) 指定期間を超えて受領したもの、(ii) 最終応募者リスト以外から受領したもの、(iii) 法令に違反するものは、検討してはならないことが義務付けられました。詳細は[こちら](#)からご覧いただけます。

19. Government amends the regulations relating to liquidation process (September)

清算手続きに関する改正が行われています。改正により、清算手続上利害関係者協議委員会(以下「SCC」)が果たす役割の範囲が大幅に拡大されました。SCC の代表者は、利害関係者の出席と投票による多数決によって選出されることになります。また、参加費用と手付金の要件に関する一定の条件も導入されています。詳細は[こちら](#)からご覧いただけます。

20. No fresh plans can be entertained once a resolution plan is approved by the CoC (October)

Amanat Randhawa Hotels Pvt. Ltd. v. Shashi Kant Nemani and Ors. において、NCLAT は、再建計画が既に 100%の議決権比率で CoC により承認されていた点に着目しました。採択済みの再建計画以外に、その他の応募者に何らかの形で救済を与えることは、法に規定するスケジュールを遅延させる要因になり得るとして、CoC による承認後の後発の非公募による受け入れは認められないとした NCLT の命令を支持しました。

21. CIRP against corporate debtor which is a government company is permissible (November)

ATE Projects Pvt. Ltd. v. Rajasthan Drugs and Pharmaceuticals Ltd. and Ors. において、NCLT は、企業債務者は、いかなる政府機能または国家機能も果たさない、としました「政府系企業」は会社法における「企業」の定義に含まれるとした上で、政府系企業であるということを理由に破産手続きから免れることはできません。



22. Foreign award is not sufficient to initiate CIRP against a corporate debtor (November)

Jaldhi Overseas Pte. Ltd v. Steer overseas Private Ltd.において、NCLT は、外国裁定は、判決ではなく、外国裁定を単に提出するだけではその効力は生じない、としました。また、NCLT は民事裁判所の権限を有さず、外国裁定を執行することはできない点を明確化しました。

23. Government proposes framework for cross-border insolvency (November)

現時点では、法はクロスボーダー倒産を規制していません。政府は、国境を越える倒産処理の必要性の高まりを受け、倒産法委員会を設置し、枠組みが提案されました。その後、枠組みの修正提案およびパブリックコメントの募集についても行われています。

24. Share application money is treated as financial debt on non-allotment of shares (December)

Kushan Mitra v. Amit Goel & Anr.において、NCLAT は、当事者は、法の下、会社に提供した金銭の時間的価値に対する補償を受領することが可能である、としました。利子を伴う融資という性格から、「金融負債」の定義に該当することになります。

25. Government proposes changes to the Code for time bound resolution of stressed assets (December)

政府は、手続きの迅速化、回避可能取引や不正取引に関する規定の合理化等を目的とした法改正を提案しています。詳細は[こちら](#)からご覧いただけます。



Our thoughts

COVID 19 のパンデミックにより、企業、特に中小零細企業は大きな打撃を受けました。そのような状況下、規制当局が CIRP 開始の基準値を引き上げるというタイムリーな措置を取ったことは、インドの不良債権問題に対する管理体制の状況が進化していることを示すものでした。また、中小零細企業に対する Pre-Packs の導入は、当局がグローバルなベストプラクティスの導入に積極的であることを示すものでしょう。

規制当局や関係者による対策も行われてはいるものの、不良債権問題解決までのタイムラインについては問題視されています。CIRP における再建計画の受領までには、(2021 年 9 月時点で)平均 428 日を要しています(IBBI Quarterly Newsletter)。SC は、CIRP は 330 日以内に完了しなければならない、倒産法廷は、法の下でのタイムラインを遵守すべきである、と再三に渡って述べています。また、規制当局は、任意清算手続きに関する期限の短縮についても提案しています。2022 年予算演説において、財務大臣は、破産処理プロセスの有効性を高めるべく、法改正を予定している、と述べています。

これらの現実と問題点を踏まえた上で、政府、規制当局、司法は、ディストレス資産投資市場の活性化のため、投資家の関心を集めるべく、各々が積極的に取り組んでいるようです。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.